

ごみの野焼きは禁止されています



野焼き



ドラム缶



一斗缶

ごみの野焼き（焼却行為）は煙や悪臭などにより周囲へ迷惑をかけるだけでなく、人体の健康へ深刻な影響をもたらす化学物質、ダイオキシン類を発生させる原因にもなっていることから、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されています。

罰則規定

5年以下の懲役 もしくは 1000万円以下の罰金
法人の場合、3億円以下の罰金

例外となる焼却行為

焼却行為	例
農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却	草、稲わら等の焼却 等
日常生活を営む上で行われる軽微な焼却	たき火、バーベキュー 等
風俗慣習上の行事を行うために必要な焼却	どんど焼き 等
国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却	河川敷、道路の草焼き 等
震災などの予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却	防災訓練、消防訓練 等

例外となる焼却行為をする場合は、御前崎市役所市民課及び消防署へ事前連絡が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

お問合せ

- 御前崎市役所 市民課 生活衛生係
TEL. 0537-85-1162 E-mail.shimin@city.omaezaki.shizuoka.jp
- 御前崎市消防署
TEL. 0537-85-2119

御前崎 野焼き



例外となる焼却行為について

例外となる焼却行為を行う場合、事前に市民課生活衛生係への連絡及び消防署への届出書提出が必要となります。

但し、許可行為ではないため、苦情などが入った場合は中止して頂きます。



やむを得ずこれらの焼却を行う場合であっても、焼却の規模・時間帯・風向きなどを考慮し、煙や臭いが周囲の迷惑にならないよう、注意しなければなりません。

① 市民課生活衛生係へ連絡

事前に市民課生活衛生係へ下記についてご連絡ください。



● 連絡

焼却行為を行う前に、環境課に連絡をして、下記を報告する。

① 氏名 ② 住所 ③ 電話番号 ④ 実施場所 ⑤ 実施日時 ⑥ 焼却物の詳細

● 連絡先

御前崎市役所 市民課生活衛生係（御前崎市池新田5585）Tel. 0537-85-1162

● 備考

例外とならないと判断した場合、中止するように指示する場合があります。

② 消防署へ連絡

事前に消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書（以降、届出書）」をご提出ください。

● 届出書の提出方法

焼却行為を行う前に、届出書を記入して、消防署に提出する。

● 届出書の提出先

御前崎市消防署（御前崎市池新田5151-1）Tel. 0537-85-2119

● 備考

小規模なたき火等については、電話連絡でも代えることができます。



市ホームページ
（届出書掲載）